【規程番号　神女院Ｖ－024】

神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規

博士論文に関しては、「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

１．課程博士の場合、論文の提出に関しては、指導教員に申し出て指導・承認を受けること。

論文博士の場合は、論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。

２．課程博士の場合、論文提出の前提条件は、審査組織を持つ学会誌などに発表した１篇を含む３篇程度の論文があることを原則とする。論文博士の場合、論文提出の前提条件は、審査組織を持つ学会誌などに発表した３篇程度の論文があることを原則とする。

なお、主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明確にした誓約書を添付すること。

３．論文はその要旨など必要書類をそえて教務課に提出すること。なお、課程博士論文の提出期限は、毎年 12 月 10 日（３月修了）および６月 10 日（９月修了）とする。締切日が休業日に当たる場合は、別に定める。

４．論文は未発表・既発表を問わないが、主に以下の審査項目について総合的評価を行い、研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。

なお、当該研究分野における研究倫理に関する指針を尊重していることを前提とし、その確認をおこなうこととする。

（1）研究テーマの設定が博士学位論文として妥当なものであるか。
（2）論文作成にあたって、問題意識と研究方法が明確に示されているか。
（3）当該研究分野において博士として必要な知識を修得し、先行研究の検討と資料の収集をおこなっているか。
（4）論文の記述（本文、図・表、引用文献など）が、博士学位論文としての形式を備えているか。
（5）適切なデータの提示、分析・考察がおこなわれ、論証に成功しているか。
（6）理論的見地あるいは実証的見地から見て、当該研究分野に新たな知見を付け加えているか。

５．論文が受理された者は、指定の日時に口頭試験を受けること。

６．論文の形式は、次のとおりとする。

（1）用　　語	日本文学専攻	日本語
	英文学専攻	日本語又は英語
	日本史学専攻	日本語
	教育学専攻	日本語又は英語
（2）書　　式	日本文学専攻	縦書き、横書き、何れでも可
	英文学専攻	横書き
	日本史学専攻	縦書き、横書き、何れでも可
	教育学専攻	縦書き、横書き、何れでも可

(3) 枚　　数　　日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、教育学専攻とも 400 字詰に換算して 300 枚程度の字数を基準とする。なお、英語で書く場合は 65 字×26 行で 150 枚程度とする。

(4) 冊　　数　　主論文のほか、副論文をそえてもよい。

(5) 体　　裁　　提出論文は閲覧に耐えるようにし、表紙に論文題目、学位申請者氏名を記載する。

(6) 提出部数　　教務課に 3 部及び PDF として保存した電子データを提出する。
(なお、別途必要部数の提出を求めることがある。)

(7) 要　　旨　　教務課に 3 部及び PDF として保存した電子データを提出する。
(なお、そのほか別途必要部数の提出を求めることがある。)
要旨は、400 字詰に換算して 10～15 枚程度とする。英語で書く場合、65 字×26 行で 5～8 枚程度とする。

7．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 4 年 3 月 16 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 12 年 7 月 13 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 14 年 6 月 27 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 10 月 29 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。